

グランスノー奥伊吹スキー場 利用約款

第1条 約款の目的および適用範囲

当約款は、奥伊吹観光株式会社および奥伊吹森林レク株式会社(以下、「当社」という)が管理運営するグランスノー奥伊吹スキー場(以下、当社の管理区域内を「当スキー場」という。なお、駐車場及び施設等を含めて「当スキー場施設等」という)におけるスキー場利用者(以下、「利用者」という)の安全確保とスキー場施設等の維持向上を目的とします。

当スキー場施設等の利用につきましては、当約款、「索道事業運送約款」のほか、当施設が定める諸規則(以下、まとめて「当約款等」という)に従って頂きます。当約款等に定めのない事項については、関係法令や(関係法令に定めのない事項については、)全国スキー安全対策協議会の定める「スノースポーツ安全基準 2013年10月改定版」のほか、社会通念に従って判断及び行動して頂きます。

第2条 特有の危険及び注意事項(告知)

スキー場及びスノースポーツには、次のような特有の危険がある事を理解し、この危険を自分の注意により避けるようにしてください。

- (1)降雪・吹雪・降雨・濃霧など天候に伴う危険
ホワイトアウト(天候の具合で雪面の工程や凹凸が分かりにくい状況)を含む
 - (2)崖・急斜面・溝・沢など地形に伴う危険
 - (3)アイスバーン・深雪・クレバス・雪崩など雪質や雪面の状態による危険ツリーウエル(樹木の傍に空いた深い穴)、ツリーホール(春先など雪解けにともない樹木のまわりに露出した地面)なども含む
 - (4)立木・切り株・茂み・岩石・露出した地表・水路など自然の障害物による危険
 - (5)リフト支柱・人工降雪設備・標識・ロープ・マットなど人工の工作物との衝突による危険
 - (6)雪上車両との衝突の危険
 - (7)キッズパークの利用に伴う危険
 - (8)スキーヤー、スノーボーダーのスピードの出し過ぎによる危険
 - (9)自己転倒による危険
 - (10)他のスキーヤー、スノーボーダーとの衝突による危険
 - (11)疲労・飲酒・薬物・体調不良による危険
 - (12)不適切な用具の使用などによる危険
 - (13)その他、これらに類する危険
- 2 当スキー場内のマット・ネット等は危険箇所の存在を示す物であり、衝突の際の安全を保証する物ではありません。
 - 3 第3条(禁止事項)、第4条(行動規則)に従っていただけない方は、当スキー場施設等の利用をお断りいたします。また、すでにご利用の場合でもリフト券の返却、退場をしていただく場合があります。なお、この場合リフト料金等の返金はいたしません。
 - 4 管理区域外、立入禁止区域を示す表示は最小限の規制やその他の表示のみとなっていますので、ゲレンデマップ等をよくご確認ください。

第3条 禁止事項

当スキー場利用に関して次の事を禁止いたします。

なお、(9)(10)(13)(14)(15)(16)(18)(19)(20)については、スキー場施設等の利用の場合を含む。

- (1) 閉鎖されたコースや立入禁止区域へ進入すること
- (2) 他の利用者の間近を滑走する行為および利用者の滑走を妨げる行為
- (3) 圧雪車・スノーモービルなど全ての雪上車両に近づく行為
- (4) ロープ・ネット・掲示物・標識など設置物を故意に傷つけたり破損させること
- (5) リフト等索道の運行を故意に妨げること
- (6) 飲酒や薬物等の影響により、心身が正常でない状態で滑走する行為
- (7) 長時間コース内で立ち止まったり座り込んだりする行為
- (8) コース内に荷物などを放置する行為
- (9) 指定場所以外でゴミ等を捨てる行為(スキー場施設等を含む)
- (10) 許可なくドローンを飛行させる行為(スキー場施設等を含む)
- (11) 必要な範囲を超えてコースの中を靴足のままで歩くこと
- (12) 初心者練習エリア他指定エリア外でハイクアップ(登行・歩行)する行為
※但し、レストランピステおよびバラエティクウッド利用目的は除く
- (13) 滑走具を用いずコース内を歩行する行為(登山も含む)、及び索道(リフト)に乗車する行為
※登山は他所で登山届を提出しても、当スキー場駐車場(管理区域内)に駐車し登山する行為も含む
※但し、グリーントンネル及びオレンジトンネルは除く
- (14) 許可なく営業行為を行うこと(スキー場施設等を含む)
- (15) 野営(テント設置等)をすること(スキー場施設等を含む)
- (16) 施設内でテントや敷物、椅子を用いて場所取りをする行為(スキー場施設等を含む)
- (17) 当スキー場及び当社で許可された雪上滑走用具以外の滑走用具等を使用する行為(※許可された雪上滑走用具か否か不明な場合には、当スキー場又は当社にお問い合わせ下さい)
- (18) 駐車場を除く施設内に犬やその他の動物を放す、連れ込む行為
- (19) 他の利用者や自分自身の安全を脅かすこと(スキー場施設等を含む)
- (20) 指定の場所以外での喫煙行為(スキー場施設等を含む)
- (21) その他、法令等で禁止されていること

第4条 行動規則

当スキー場では、次の行動規則を守ってご利用をお願いします。

- (1) 他人を傷つけたり、他人の安全を脅かしてはならない。
- (2) 地形・天候・雪質・技能・体調・混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも危険を避けるために止まれるよう、滑り方を選らばなければならない。
- (3) 自らの前方にいる人の滑走を妨害してはならない。
- (4) 他人を追い越すときは、その人との間隔を十分にあげなければならない。
- (5) 滑り出すとき、合流するとき、斜面を横切るときは、周囲をよく見て安全を確かめなければならない。
- (6) コースの中で座り込んではいけない。せまい所や上から見通せない所では立ち止まることも慎まなければならない。転んだときはすばやくコースをあけなければならない。
- (7) 登るとき、歩くとき、止まるときは、コースの端を利用しなければならない。
- (8) 掲示・標識・場内放送等の注意を守り、スキー場のパトロールおよび係員の指示には従わなければならない

らない。

- (9) 事故に遭遇したときは救助活動と通報に協力し、当事者・目撃者を問わず氏名、住所および電話番号を明らかにしなければならない(後記第7条参照)。この場合、当社は、当該氏名等の情報を当該事故に対する対応に必要な限度で、自ら利用し、または関係する官公署、医療機関等に提供する。

第5条 徐行義務(駐車場・施設内道路における車両による走行を除く)

以下の状況では徐行してください。なお、徐行とは、利用者の技術・能力に応じて、直ちに停止できる程度の速度(10km/h以下)を意味します。

- (1) 徐行の標識(「SLOW」の標識を含む)があるところ
- (2) 地形や障害物で、前方が見えにくいところ
- (3) シーズン初めや春先など積雪が十分でないとき
- (4) 降雪・吹雪・濃霧・日没時などで視界が悪いとき
- (5) ホワイトアウト(天候の具合で雪面の高低や凹凸が分かりにくい状況)のとき
- (6) リフト支柱・人工降雪設備・ネット・ロープ・マットなどの人工の工作物、その他障害物に近づいたとき
- (7) コースの合流地点やコースが狭いところ
- (8) コースの脇や末端に近づいたとき
- (9) リフトの乗り場や降り場に近づいたとき
- (10) コースが混雑しているとき
- (11) 救助等のために出動しているパトロールや動いている雪上車両が近づいたとき
- (12) その他、危険な箇所を滑走するとき

第6条 子供の保護者・付添人の責務

- 1 保護者・付添人は子供の能力を見極め、子供を危険に合わせないように努めてください。
- 2 保護者・付添人は子供に対して、スキー場で守るべきルールについて指導してください。
- 3 子供だけのリフト乗車が搭乗中の安全、非常事態における救助活動に支障をきたす恐れがある場合は、乗車を避けてください。

第7条 事故時の協力等

- 1 第4条(9)(行動規則)で定めるほか、事故の当事者及び目撃者は、速やかに事故の発生状況をパトロール・リフト従業員その他当スキー場関係者に通報して下さい。
- 2 事故が起きた場合、全ての利用者は、事故者を援助するように努めて下さい。
- 3 事故の当事者及び目撃者は、相互に身元を確認して下さい。
- 4 当社は、事故が起きた場合、当事者谷目撃者を問わず、身元を確認させて頂くことがあります。

第8条 安全用具

利用者は、ヘルメットなどの安全用具を着用するよう努めて下さい。

第9条 保険加入の勧め

利用者は、事故に備えて、予め傷害保険や損害保険などに加入するよう努めて下さい。

第10条 捜索救助と費用の負担

- 1 管理区域外で発生した事故、遭難、怪我等による捜索、救助については、官公署(消防署または警察署)への通報とし、当社は捜索、救助を基本的に行わないものとします。
- 2 立入禁止区域及び閉鎖中のコースにおいて利用者からの救助要請があった場合、及び、前項にかかわらず、管理区域外において、官公署(消防署または警察署)から捜索、救助の要請があった場合において、当社が捜索救助等を実施したときは、当社は救助終了後、これらにより発生した人件費、救助器具費、雪上機器費、索道運行費、水道光熱費その他の経費を別記の通り利用者に請求いたします。

第11条 利用者等の責任、利用者等への賠償請求、費用請求及び免責事項

- 1 当社では、法令、本約款その他当施設が定める諸規則に違反した行為によって発生した事故、利用者同士の衝突事故やトラブル等につき一切の責任を負いません。
- 2 当社では、当スキー場(管理施設を含む)内での用具等の破損、盗難紛失等、駐車場で車両他持ち物の破損盗難及び車両事故について一切の責任を負いません。
- 3 利用者が、法令、本約款その他当施設が定める諸規則(当約款等)に違反した行為、その他、利用者の故意又は注意義務違反(過失)によって、当社に損害または賠償費用が発生した場合には、当社は、その事故を発生させた利用者又は賠償責任者(以下、「利用者等」という)に対して、この損害の賠償及び発生した費用を請求いたします。

第12条 索道(リフト等)施設に関する利用者等の責任等

索道施設に関する利用者等の責任等については、当社が定める「索道事業運送約款」の規定に従うものとする。

第13条 コース開放時間等

当スキー場は営業期間中の全日 8 時より 17 時までをコース開放時間とします。

但し、当社の判断で営業時間を延長する場合及び短縮する場合があります。

- 1 コース開放時間外はコース内へ一切立ち入ることができません。また係員の指示により退場を求められたときはこれに従わなくてはなりません。
- 2 閉鎖中のコースは、前記開放時間にかかわらず、一切立ち入ることができません。
- 3 コース開放時間は天候、積雪状況、営業状況によって予告なく変更する場合があります。

第14条 退場措置

- 1 当社は利用者が立入禁止区域(閉鎖中のコースを含む)での滑走他、法令、当約款その他施設の定める諸規則又は当施設の係員等の指示を守らない場合は、如何なる場合でもパトロール隊他当施設係員が引き止め、当日のリフト券を没収の上、当施設から退場させることができるものとします。また、利用者が前記指示に従わない場合においては、業務妨害に該当するとして、関係する官公署に通報する場合があります。
- 2 前項により当社係員が利用者を退場させた場合であっても、当社は、利用者に対し、リフト券料金他、駐車料金、レンタル料、スクール料等その他一切料金の払戻しは行いません。
- 3 当社は、第1項前段に該当する利用者に対し、以降の入場をお断りすることができるものとします。また前記に該当するシーズン券保有者に対しては当該シーズンの効力を失効させるとともに、翌年以降のシーズン券購入を拒否することができるものとします。

第15条 利用の制限

天災その他の不可抗力に基づく事由による場合、ならびにスキー場利用者の安全が確保できないおそれがある場合には、スキー場およびリフトの一部または全部の営業を休止することがあります。

第16条 その他

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成4年3月1日施行)による指定暴力団および指定暴力団員ならびに反社会团体および反社会团体員等(暴力団および過激行動団体等ならびにその構成員)は、当スキー場施設等の利用を固くお断り致します。

第17条 管轄裁判所

当スキー場施設等の利用等に関し、当社と利用者等の間に紛争が生じた場合の管轄裁判所は、大津地方裁判所長浜支部又は大阪地方裁判所(本庁)を第1審の合意管轄裁判所とします。

第18条 利用約款の変更

- 1 当社は、必要と認める場合には、いつでも利用約款を変更することができます。
- 2 当社は前項による利用約款の変更にあたり、変更後の利用約款の効力発生日の前までに、利用約款を変更する旨および変更後の利用約款の内容とその効力発生日を当社ウェブサイトに掲示し通知します。
- 3 変更後の利用約款の効力発生日以降にスキー場利用者が当施設を利用したときは、利用約款の変更に同意したものとみなします。

(附則)

制定・施行 2020年3月1日

改定 2025年2月12日

立入禁止区域、閉鎖コースおよびスキー場管理区域外での
救助・搬送等の費用請求について

項目	単位		金額
救助隊員出動	1人	1時間	15,000円
ボート搬送	1台	1時間	10,000円
スノーモービル出動	1台	1時間	10,000円
雪上車出動	1台	1時間	50,000円

※救助隊員出動時間は1時間単位(時間は切り上げ)です。

長時間におよぶ捜索・救助の場合は別途請求します。

※救助隊員出動人数、使用機器は当方で判断します。

※捜索・救助時に特殊器具等を使用した場合は別途相当する

機械損料を請求します。

※その他必要な費用が発生した場合は別途請求します。

※状況が悪く救助隊員に危険をきたす恐れのある場合は救助を中止することがあります。

